



# 経理の窓 11月号

平成21年11月1日号

各省庁からの平成22年度の税制改正の要望が内閣府のホームページに掲載されています。減税の要求が多いようですが、民主党政権で、金融、税制、雇用が気になります。

今月の税務

法人 : 9月決算法人の確定申告と納付  
個人 : 所得税の第2期分の納付  
個人事業税の第2期分の納付

## 年末調整について

まもなく年末調整、確定申告の時期になります。昨年と比べて変わったことは、

### 1. 住宅借入金特別控除について

- ①住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の特例が創設されました。
- ②住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等に省エネ改修工事等が追加されました。

〈控除額の計算〉

住宅を居住の用に供した日 平成20年4月1日から12月31日まで

全期間（5年間 年間最高12万円） 所得要件 3000万円以下 床面積50㎡以上

(イ) 省エネ改修工事等に係る住宅借入金の残高 × 1.0%

(ロ) 特定断熱改修工事等に係る住宅借入金の残高（200万円まで） × 2.0%

\*増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、(イ)と(ロ)の合計で1000万円となります。

年末調整で、控除を行う場合には、平成20年分について、確定申告によって控除の適用を受けている必要があります。

- ### 2. 個人住民税における住宅借入金等特別控除制度が創設されたことに伴い給与所得の源泉徴収票について、居住年ごとの「居住開始年月日」「住宅借入金等の金額」等の記載に関する所要の整備が行われました。



## 省エネ改修工事控除（平成20年度税制創設）について

適用要件の概要	省エネ改修工事を行った場合
居住開始時期	平成20年4月1日から平成20年12月31日まで
対象借入金限度額	1,000万円以下の部分
控除期間・控除率	5年間 特定の省エネ改修工事（200万円まで）…2.0% 省エネ改修工事以外の工事…1.0%
年間最大控除額	12万円
累計最大控除額	60万円
その他	ローン控除と選択して適用します。

居住者が、その者の居住の用に供する家屋について、一定の省エネ改修工事等（増改築を含む）を行った場合において、当該家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、その省エネ改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分から上の票の割合を乗じた額が所得税額から控除されます。

※一定の省エネ改修工事とは、①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事で、次の要件を満たすものをいいます。

- イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること
- ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段相当以上上がると認められる工事内容であること
- ハ その工事費用の合計額が30万円を超えるものであること

※特定の省エネ改修工事とは、一定の省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のものをいいます。

※償還期間5年以上の一定の住宅借入金等を適用対象とするほか、現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様の要件が必要となります。

住宅借入金等特別控除の制度は、居住年度によって、控除率や控除限度額が違いますし、特例や特定増改築等住宅借入金特別控除もありますので、増改築をされた方は、適用もれがないようにしたいものです。国税庁の発行している『平成21年分年末調整のしかた』に詳しく適用関係や内容が掲載されています。